養老町長選挙について ～ このまちの 未来を彩る あなたの一票 ～

ページ番号
1003818

11月15日(日)は養老町長選挙の投票日です。養老町の明るい未来のため、大切な１票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。

告示日　11月10日(火)　投票日　11月15日(日)７時～ 20時

投票できる人

次の年齢および住所の用件を満たした町の選挙人名簿に登録されている人です。

年齢：日本国籍をお持ちで、**平成20年11月16日**以前に生まれた人(満18歳以上)

住所：**令和８年８月９日**以前に住民登録をし、引き続き町内に住んでいる人

※投票までに町外に転出した人は投票できません。

投票場所

選挙当日は、投票所入場券に記載された投票所での投票となります。指定された投票所以外では、投票できませんのでご注意ください。

投票所入場券

入場券は、11月２日以降に１人１枚のはがきで郵送します。投票日には記載されている投票所へお持ちください。なお、入場券が未着であったり、紛失した場合でも、身分証明書などを提示いただき、選挙人本人であることが確認できれば投票することはできます。

開　票

開票は11月15日(日)21時から町中央公民館中ホールで行います。なお、有権者の参観は自由です。ただし、開票状況などに関する電話での照会は、開票事務などに支障をきたしますのでご遠慮ください。

期日前投票

投票日に投票に行くことのできない人は、期日前投票を行うことができます。また、投票日当日、投票所に人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。

なお、投票所入場券の裏面の「期日前投票宣誓書」を、あらかじめ記入してからお持ちいただくと、投票をスムーズに行うことができます。

期間：11月11日(水)～ 14日(土)

時間：８時30分～ 20時

場所：町役場２階研修室

その他

期日前投票にオンデマンドバスを利用される人は、オンデマンドバスの使用料の１乗車分を免除します。期日前投票の際に受付にてお申し出ください。

不在者投票

下記に該当する人は不在者投票ができます。詳しくは、町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

・投票日に仕事や出産などで町外に滞在する人
・指定病院や指定老人ホームなどに入院・入所している人
・身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けており、一定の要件に該当する人および介護保険の被保険者証に要介護状態が「要介護５」と記載されている人

お願い

投票所では、会場内の混雑を避けるため、一人ずつ順番にご案内します。お待ちいただくこととなり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問 町選挙管理委員会事務局(総務課内)　☎32-1101